

令和2年度答申第89号
令和3年3月24日

諮詢番号 令和2年度諮詢第77号（令和2年12月17日諮詢）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮詢に係る審査庁の判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害（以下「業務災害等」という。）を被った労働者（以下「被災労働者」という。）及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げており、その事業の中には、「遺族の就学の援護」が含まれている。

なお、労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定するが、本件不支給決定の当時、当該基準を定めた厚生労働省令は制定されていなかった。その後、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。）の改正（令和2年厚生労働省令第70号）により、労災保険法29条2項に掲げる事業として労災就学援護費等の支給を行うものとする旨の規定（労災保険規則32条）とともに、労災就学援護費を支給する者及び支給額を定める規定並びに労災就学援護費の支給に関し必要な事項は厚生労働省労働基準局長が定める旨の規定（労災保険規則33条）が設けられ、令和2年4月1日から施行されている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) P（以下「本件労働者」という。）は、Q社に就労していた者であるが、平成29年3月21日、就労していた事業場内において頭痛を訴えた後に倒れ救急搬送され、同月22日に死亡した。死因は、くも膜下出血である。

(給付関係実地調査復命書、死亡診断書)

(2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、平成29年12月8日、処分庁に対し、遺族補償年金の支給請求をするとともに、労災就学援護費の支給申請（本件申請）をした。

(遺族補償年金支給請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書)

(3) 処分庁は、平成30年5月29日、上記（2）の遺族補償年金の支給請求及び本件申請に対し、遺族補償年金及び労災就学援護費の全部を不支給とする決定（以下、遺族補償年金に係るものを「本件遺族補償年金不支給決定」、労災就学援護費に係るものを「本件不支給決定」という。）をし、同月30日、その通知書（以下「第一通知」という。）を審査請求人に発送した。第一通知には、審査請求先について、「本件処分に不服がある場合には、（・・・）上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（・・・）に対して審査請求をすることができます。」との記載があった。

(保険給付不支給決定通知書)

(4) 審査請求人は、平成30年8月21日、労働者災害補償保険審査官に対し、本件遺族補償年金不支給決定を不服として審査請求をしたところ、B労働者災害補償保険審査官（以下「本件労災保険審査官」という。）は、

令和元年10月17日、当該審査請求を棄却する決定をした。

審査請求人は、上記審査請求棄却決定を不服として再審査請求をしたところ、労働保険審査会は、令和2年8月21日、当該再審査請求を棄却する裁決をした。

(労働保険審査請求書、決定書、裁決書)

(5) 処分庁は、平成30年8月24日、本件申請に対し、同年5月29日付で労災就学援護費を不支給とする決定（本件不支給決定）をした旨を通知する通知書（以下「第二通知」という。）を審査請求人に発送した。第二通知には不支給の理由として、「貴殿より申請のありましたP氏が亡くなられたことについての労災請求につきまして調査した結果、P氏が発症した疾病は業務との相当因果関係が認められないこと及び、年金給付日額は17,346円となることから、労災就学等援護費につきましては不支給とします。」との記載があった。

(労災就学等援護費不支給決定通知)

(6) 審査請求人は、平成30年9月12日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和2年12月17日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮詢をした。

(諮詢書、諮詢説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件労働者には、①長時間の残業の存在、②危険物質の扱い、③重責ある管理職としての就労など、くも膜下出血の発病が業務に起因するといえる事実がある。

第2 訒問に係る審査庁の判断

労災就学援護費の支給対象者は、労災就学等援護費支給要綱（昭和45年10月27日付け基発第774号労働省労働基準局長通達「労災就学援護費の支給について」の別添。以下「本件支給要綱」という。）の3の（1）において「次に掲げる者に支給する。ただし、その者（労災就学等援護費の支給対象者であったことがある者を除く。）が受けるべき遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第8条の3第1項に規定する年金給付基礎日額が16,000円を超える場合には、この限りでない。」とされ、同項のロにおいて、「遺族補償年金受給権者のう

ち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（・・・）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの」とされている。

処分庁は、本件労働者の死亡は業務との因果関係が認められないと判断し、本件遺族補償年金不支給決定をしている。また、本件労災保険審査官は、本件遺族補償年金不支給決定に係る審査請求を棄却する決定をしている。さらに、労働保険審査会は、上記審査請求棄却決定に係る再審査請求を棄却する裁決をしている。

したがって、審査請求人は、本件支給要綱の3に掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

なお、労災就学援護費の支給対象者は、年金給付基礎日額が16,000円を超える場合は、その支給対象者とはならないところ、本件で算定された年金給付基礎日額は17,346円であることから、仮に遺族補償年金の受給権者と認められたとしても、労災就学援護費は支給されないものである。

以上によれば、本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年12月17日、審査庁から諮問を受け、令和3年1月14日、同年3月5日、同月18日及び同月24日の計4回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和3年1月21日に諮問説明書の補充書及び資料の提出を、同年2月15日に主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求受付（平成30年9月12日）から審理員意見書の提出（平成31年3月20日付け）までに約6か月しか要していないにもかかわらず、審理員意見書の提出から1年8か月以上の期間を経過してようやく本件諮問（令和2年12月17日）がされたため、本件審査請求受付から本件諮問までに約2年3か月もの期間を要している。審理員意見書の提出から本件諮問までに上記の期間を要したのは、審査庁が、本件遺族補償年金不支給決定に対する審査請求の決定（令和元年10

月 17 日) 及び当該審査請求棄却決定に対する裁決(令和 2 年 8 月 21 日)が出るのを待って、本件審査請求の手続を進めたためではないかと考えられる。

審査庁においては、審理手続の迅速化について簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の目的を踏まえ、改善に向けた真摯な対応を期待したい。この点については、下記 3 において付言を付している。

(2) 上記(1)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

労働者災害補償保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするために、保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等(社会復帰促進等)を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている(労災保険法 1 条参照)から、社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして、制度が設けられている。そして、本件の労災就学援護費の支給は、労災保険法 29 条 1 項 2 号の「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものである。したがって、労災就学援護費は、同号の文理からも、保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族でなければ、その支給を受けられないことになる。本件支給要綱が労災就学援護費の支給対象者を遺族補償年金受給権者と定めているのは、この趣旨を表したものと解される。

そうすると、審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労働者の死亡は労災認定要件を満たすには至らないとして、本件遺族補償年金不支給決定がされている(上記第 1 の 2 の(3))から、本件労働者は、被災労働者ではなく、したがって、審査請求人は、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

なお、審査庁は、仮に審査請求人が遺族補償年金の受給権者と認められたとしても、算定された年金給付基礎日額が基準を超えることから、労災就学援護費の支給対象者とはならないとも説明するが、上記のとおり、審査請求人に対して遺族年金補償不支給決定がなされており、遺族補償年金受給権者とは認められないのであるから、審査庁の上記説明はその検討の前提を欠くものである。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

(1) 審査請求手続の改善について

現行制度の下では、遺族補償年金に係る審査請求の手続と労災就学援護費に係る審査請求の手續が別個に設けられている。その趣旨に鑑みると、それぞれの手續は、本来、独立して迅速に進めるべきである。しかしながら、審査庁は、遺族補償年金に係る審査請求の手續と労災就学援護費に係る審査請求の手續が並行して進められている場合には、前者の審査請求の手續の帰結（審査請求の結論、再審査請求の有無及び結論）を待って、後者の審査請求の手續を進めるという運用をしているようであり（当審査会の令和元年度答申第15号及び第41号参照）、本件でも、その運用に従ったと考えられる。仮に審査庁が上記の運用が相当であると考えているのであれば、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する不服の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。こうした制度への変更が実現すれば、二つの審査請求の手續を別個に進めなければならないという現行制度における国民の負担をなくすることができ、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図る（行政不服審査法1条参照）ことができることになる。審査庁における真摯な検討が望まれる。

(2) 本件不支給決定に係る通知書について

本件不支給決定に係る通知書は、第一通知と第二通知の2件存在している（上記第1の2（3）及び（5））。第一通知については、審査請求先の教示の誤りがあり、当該誤った教示により審査請求人は本件不支給決定に対する審査請求先を誤っている。また、処分庁が誤った教示をした場合の救済は行政不服審査法22条に規定されているところ、当該救済ではなく、処分庁による第二通知の発出などの対応がとられた結果、審査請求人は再度審査請求を行うことを余儀なくされている（諮問説明書の補充書、審査庁主張書面（令和3年2月15日付け））。なお、第二通知は、上記の第一通知の教示誤りを訂正するために発出されたものと解されるが、その際に第一通知の当該部分を取り消すなど必要な措置を講じなかった事務処理上のミスが認められる。いずれも行政庁側の単純なミスであり、そのために審査請求人に不要な手續を行わせたことは遺憾であり、今後このような事務処理上のミスの再発を防止するための真摯な努力を期待する。

(3) 理由の付記について

本件不支給決定の通知書（第二通知）には、本件労働者が発症した疾患は業務との因果関係が認められない旨の理由が付されている（第1の2の（5））が、これだけでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災保険法29条1項に基づく労災就学援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族には該当しないとして、不支給決定をする場合には、申請者が不支給決定の理由を正しく理解するよう、労災就学援護費の支給要件（遺族補償年金の支給決定がされていること）に該当しないことを理由として明示すべきである。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながり、ひいては、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条参照）にも資することになると考へる。

このような観点から、当審査会は、本件と類似の事案に係る過去の答申（平成30年度答申第15号、第43号及び第59号、平成31年度答申第1号並びに令和元年度答申第15号、第41号、第79号及び第82号）において、不支給決定の理由付記の内容の改善を指摘したが、本件における上記の理由付記の内容は、いまだ改善がされていない。審査庁における真摯な対応が望まれる。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員 戸 塚	誠
委 員 佐 脇 敦	子
委 員 中 原 茂	樹